

### 3 不妊手術助成制度の復活について

本市では昭和42年度から昭和50年度までの9年間、全国に先駆けて助成制度を実施いたしました。

本制度の主旨は手術の安全性と有効性を啓発することであり、制度を発足し、推奨した結果、犬や猫の飼い主に不妊手術に対する理解を得て、普及させることができ、昭和50年度をもって本制度を廃止したという経緯がございます。

今後とも飼い主の適正飼育啓発のなかで、飼えない犬や猫をつくらないためにリーフレット等により不妊手術の勧奨に努め、特に、犬については個別に飼育者あて葉書により啓発しております。(注) 現段階では予算が足りず、リーフレットの本数に限りがあるため、今後も引き続き、市費負担の軽減を図るべく努めてまいります。

### 4 行政機関で取り扱う動物を実験者等に引き渡す制度を廃止することについて

医学の発展のため、本市においては大学に限り、実験動物として犬を一部提供しておりますが、将来に向け廃止すべく努めてまいります。

また、犬を提供する際には、大学に対してその適正な取扱いを求めています。

なお、本市動物管理センターにおいては、昭和58年に現地点に移転後広く市民の皆様が開かれた施設としてワンワン交換会やペットの健康相談等を催し、多くの市民の方々の来所をよびかけております。

また、動物と人のかかわりについてはご指摘のように幼児期からの教育が重要と考えており、動物の正しい飼い方のパンフレットを作成し、市内小学校に配布する等啓発に努めております。

お礼の回答では減額と回答しておりましたが、その旨を  
お礼の回答と書き改めさせていただきます。

平成3年(1997年)8月17日 土曜日

## 動物愛護行政脱皮を 神戸 飼い犬条例発展解消も

兵庫県の「動物衛生行政あり方検討委員会」(委員長・島田保昭大阪府立大教授)は十六日までに、総合的な動物愛護行政の推進を求める報告を県知事に提出した。

県の動物衛生行政は、これまで狂犬病予防や動物から人への危害防止といった公衆衛生を中心としてきた。しかし、ペットの増加とともに、動物の虐待が社会的な問題となり、動物保護をも含めた衛生行政が必要となった。委員会では、こうした観点を踏まえ、「公衆衛生対策」「動物の保護・管理」「動物とのふれあい」の三点を基本とした方針を打ち出した。

報告によると、まず体制整備として、動物愛護思想の啓発、動物の適正飼養指導を行うための拠点となる動物愛護センターの設置を提言。動物保護監視員、動物愛護相談員など指導者づくりも求めている。

さらに、現行の飼い犬条例など二条例を発展的に解消、総合的な業務を実施する根拠となる条例制定が必要としている。このほか、動物の適正管理を指導するうえで、動物取扱業(ペット業者)、大学、製菓会社の実験動物飼養者の届出制度を創設するよう提言。実験動物飼養者の届出制が実現すれば、全国初という。

検討委が報告